

令和8年度 胎内市就園援助制度のご案内

胎内市こども支援課

胎内市では、保育園及び認定こども園等に通う児童をお持ちで経済的に困りの家庭に対し、入園の準備に係る費用、毎月係る諸経費、副食費等の一部を援助する就園援助制度を実施しています。

就園援助を希望されるご家庭の保護者の方は、この案内文をお読みいただき、「就園援助申請書」に必要な事項をご記入のうえ申請手続きをしてください。

1 援助の対象となる世帯

- ① 生活保護を受けている世帯（申請不要）
- ② 生活保護が停止又は廃止された世帯
- ③ 世帯員（世帯は同一ではないが、生計を一にする者を含む。以下同じ。）全員の市区町村住民税が非課税である世帯
- ④ 世帯員全員の市区町村住民税が減免されている世帯（減免決定通知書の写し）
- ⑤ 世帯員全員の国民年金の保険料が免除されている世帯（免除決定通知書の写し）
- ⑥ 国民健康保険税が減免又は徴収猶予されている世帯（減免又は徴収猶予決定通知書の写し）
- ⑦ 児童扶養手当（※）を受給し、現在も受給資格がある世帯（※ひとり親世帯の手当）
- ⑧ その他（上記のいずれにも該当しないが経済的に困窮している等）の世帯

※1 上記④から⑥を理由に申請する場合は、（ ）内の証明書類を添付してください。

※2 上記⑧を理由とする場合は下表の所得基準額等をご参照ください。

※3 申請される方は、収入の有無にかかわらず、前年分の所得を申告してください。

◆市の定める所得基準額（生活保護費基準により算定）の目安は次のとおりです。

世帯 人数	家族構成（例）	世帯の所得の合計額（基準額）	
		持ち家の場合	借家の場合
4人	父、母、子（小学生）、子（幼児）	267万円程度	332万円程度
4人	父、母、子（中学生）、子（小学生）	273万円程度	339万円程度
4人	父または母、子（幼児）、祖父、祖母	287万円程度	353万円程度
5人	父、母、子（中学生）、子（小学生）、子（幼児）	292万円程度	358万円程度

※上記は目安です。基準額は世帯構成・年齢により変動します。また、世帯員全員の合計所得金額には、同一住所の世帯員（世帯分離している祖父母など）も含めます。

※所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、もしくは確定申告書の「所得金額合計」欄の金額です。

※令和7年度より基準額の算定に冬季加算額、住宅扶助（借家の方のみ）を加算して算定しております。

2 提出書類

- (1) 「就園援助申請書」に必要な事項を記入し、お子さんの就園している園へ提出してください。きょうだいで別の園に在園している場合は年齢上位の児童の園へ提出してください。

〈裏面もご覧ください〉

- (2) 令和8年1月1日以降に胎内市に転入された方は、前住所地の「令和8年度（令和7年分）所得・課税証明書」を添付してください。
- (3) 書類不備（記入漏れ等）があると審査できず不認定になる場合がありますのでご注意ください。

3 提出期限

就園援助申請書：令和8年5月29日（金）

令和8年度（令和7年分）所得・課税証明書（※該当者のみ）：令和8年6月22日（月）

※該当者とは、令和8年1月1日以降に胎内市に転入された方や課税状況の確認に同意を得られない方（申請書裏面の同意欄に記入がない方）です。

4 認定について

- (1) 申請書の受理後、所得・課税状況・生活保護・児童扶養手当の受給状況、家庭状況等を確認し審査を行います。
- (2) 審査結果については、後日通知します。
- (3) 年度途中で認定要件を満たさなくなった場合は、その時点で認定を取り消します。

5 援助費目及び支給予定額

援助費目	新入園児 (3歳児以上)	新入園児 (3歳児未満)	在園児 (3歳児以上)	在園児 (3歳児未満)	備考
新入園時 準備費用	16,000円	16,000円	無	無	年度・年齢区分に関わらず1人につき1回限り
諸経費	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	月額
副食費	4,500円	無	4,500円	無	月額 ※3歳未満は徴収しない

※1 令和8年4月1日以降に入園した児童は新入園児となります。

※2 市外の施設（保育園等）をご利用の場合は副食費の支給はされません。

※3 援助費は年2回から3回に分割して支給する予定です。

6 注意事項

- (1) 就園援助は、毎年度申請が必要です。
- (2) 年度途中で転居や氏名、家庭状況などに変更が生じときは、こども支援課へ連絡が必要です。
- (3) 就園援助の認定が取り消されたときは取消日に遡って就園援助費を返納していただきます。
- (4) 就園援助費は、保護者が指定する預貯金口座へ振込みます。ただし、副食費、諸経費の納入状況によっては援助費の受領を園長等へ委任し充当させていただく場合があります。
- (5) 家庭状況等に変更が生じたときは、年度途中でも申請することができます。その場合、申請した月の翌月からの認定となり、認定日以降の経費等について援助が受けられます。

◆問い合わせ

胎内市こども支援課 こども支援係 （電話 0254-43-6111 内線 1264）